

災害対策や防災・減災対策に必要な緊急予算を支援 ～「防災・減災対策等強化事業推進費」のご案内～

国土交通省 国土政策局 地方政策課 調整室

はじめに

令和6年度も、大雨などにより各地で甚大な被害が生じました。これらの災害や事故は当初予算編成過程においては予見ができないものであり、対応が困難となることがある中、当室では、年度内の機動的な対応を可能とする防災・減災対策等強化事業推進費（以下、「推進費」という。）を所管し、全国の国事務所・自治体等において活用されているところです（令和6年度全76件：国48件、都道府県26件、市町村2件）。

今回、この推進費の概要、募集スケジュール、活用事例等について紹介します。

1. 概要

推進費は、年度当初に予算計上されていない公共事業について、年度途中に事業を実施すべき事由が生じた場合に、緊急的かつ機動的に予算を配分し、防災・減災対策等を実施するものです（令和7年度予算案：約139億円（国費））。

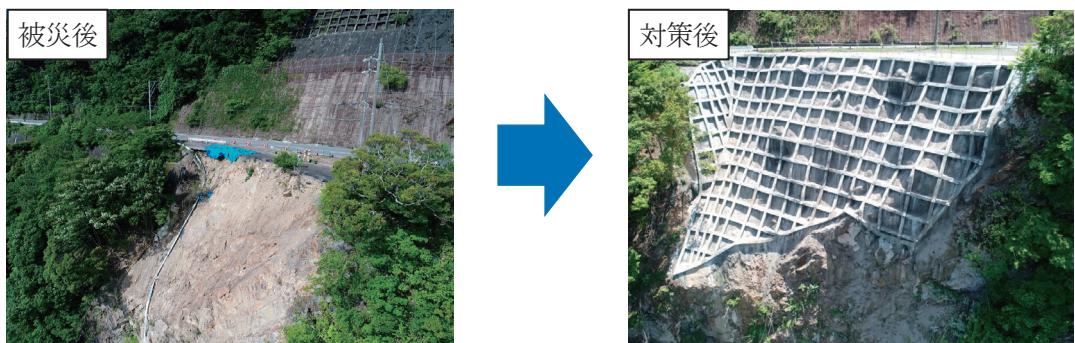
事業所管部局（他省庁含む）の申請に基づき、災害を受けた地域等において再度災害防止等を図る「災害対策事業」、公共交通に係る重大な事故が発生した箇所等において安全性の向上を図る「公共交通安全対策事業」、突発的な事象が発生した箇所等において早期に防災・減災効果を発揮するための「事前防災対策事業」に活用することができます。

（1）災害対策事業

- ① 災害復旧事業にあわせて、公共土木施設等の防災機能の強化・向上を行う対策
- ② 地域は被災したものの、公共土木施設に被害・損傷がない場合の対策
- ③ 災害復旧事業の対象とならない自然災害（風化、劣化による崖崩れ等）により被災した場合の対策
- ④ 全国的な緊急点検の結果、要対策箇所の実施の必要が生じた場合の対策

なお、対象となる災害は、「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、地すべり、山崩れ、崖崩れ、その他の異常な自然現象」により生じた災害で一定の要件を満たすものです。

[(1)-③の例] 主要地方道において崖崩れが発生したが、風化・劣化は災害復旧事業の対象とならないことから、法面対策を推進費により支援。



[(1)-④の例] 盛土による災害防止のための全国的な総点検を行った結果、地すべり活動を確認。降雨により盛土内にクラックが確認され土砂崩壊の危険性が高まったことから、緊急的な排土等を推進費により支援。



(2) 公共交通安全対策事業

- ① 死傷者を伴う等、社会的影響の大きい事故への対策
- ② 全国的な緊急点検の起因となった想定外の事故への対策

[(2)-②の例] 道路での死傷事故を受け、関係者による緊急点検・対策検討を行い、ソフト対策の強化とあわせ、防護柵等の設置を推進費により支援。



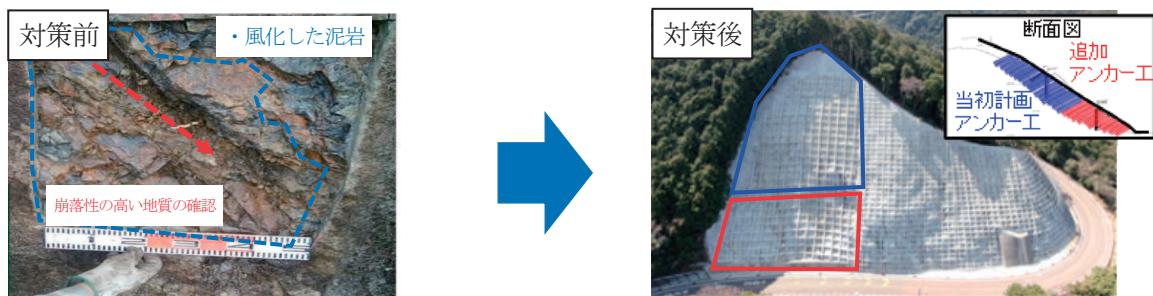
(3) 事前防災対策事業

- ① 突発事象型：突発的な事象が発生し、緊急的な対策を必要とする箇所で、住民、利用者の早急な安全・安心の確保に資する対策
- ② 追加対策型：新たな課題が確認され追加対策を必要とする箇所で、事業を推進し早期に事業効果を發揮するための対策
- ③ 課題解決型：事業推進に向けた地域等の課題が解決した箇所で、事業を推進し早期に事業効果を發揮するための対策

[(3)-①の例] 供用中の緊急輸送道路脇の法面において、アンカーの変状が判明したことから、アンカーの再設置や地山補強土工による緊急対策を推進費により支援。



[(3)-②の例] 緊急輸送道路の工事中に、アンカー工施工範囲外で崩落性の高い地質が確認されたことから、アンカー工の追加対策を推進費により支援。



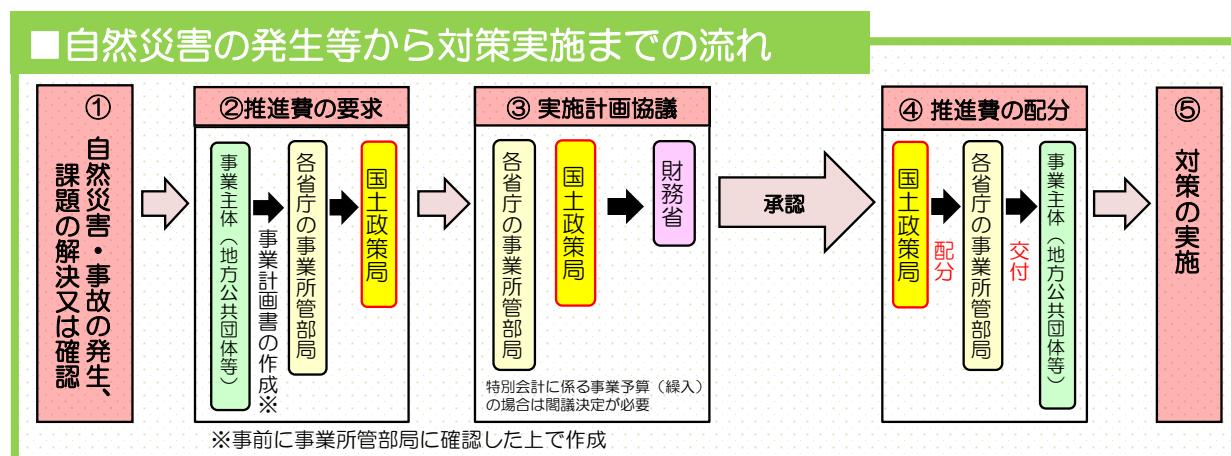
2. 対象事業

対象事業は、公共事業関係費に分類される公共事業で、一定の計画等に基づき実施し、早期実施により効果が適切に発現するものが配分対象になります。ただし、以下の点に留意してください。

- ・各省庁が所掌する各事業に配分する予算であるため、要求の前提として配分する各事業の採択要件を満たす必要があること。
- ・事業の実施にあたり、新規事業採択時評価をするものは、当該評価が実施済みであること。
- ・単なる維持管理費用など、防災・減災の機能を強化する効果に乏しいものには配分できないこと。
- ・「災害対策事業」及び「公共交通安全対策事業」への配分が優先されること。

3. 要求から配分までの流れ

推進費の要求から配分までの流れは以下のフロー図のとおりです。



4. 令和7年度のスケジュール

令和7年度は下表のスケジュールを予定しています。

区分	募集期間	配分時期
第1回	4月1日～5月8日	6月下旬
第2回	5月9日～7月17日	9月下旬
第3回	7月18日～10月10日	11月下旬

なお、甚大な被害を伴う災害や事故が発生した場合は適宜緊急配分を検討します。

5. 活用事例

近年の道路関係事業における推進費の活用事例を紹介します。

◆災害対策事業の事例

【事業名】道路更新防災等対策事業（一般国道 424 号）

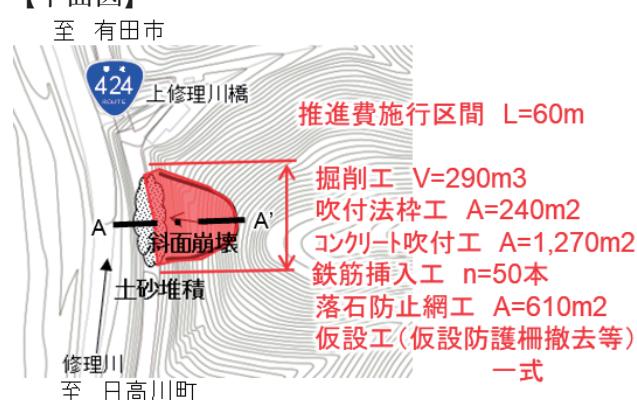
【事業主体】和歌山県

【場所】和歌山県有田郡有田川町大字修理川地先

【被害状況】令和 6 年 6 月 6 日に道路法面岩盤への雨水浸透により脆弱化した岩盤層の崩壊が発生し、通行規制（全面通行止め）を行った。

【対策内容】再度災害防止を図るため、崩落箇所に対し推進費を活用して緊急的にコンクリート吹付工、落石防止網工等を整備。

【平面図】



【現地状況】



【事業名】道路維持管理事業（一般国道 19 号）

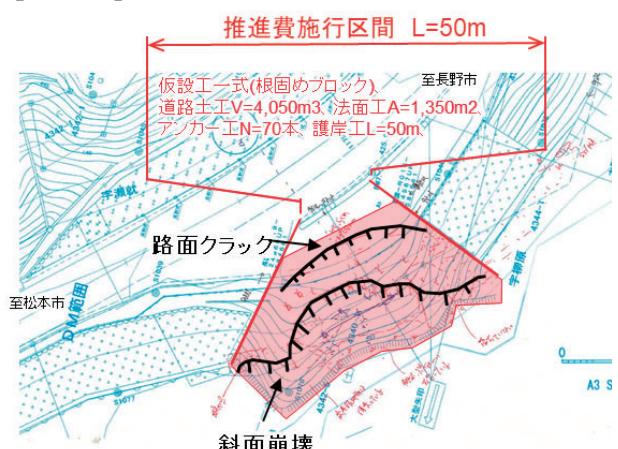
【事業主体】国土交通省

【場所】長野県長野市信州新町水内地先

【被害状況】令和 6 年 4 月 15 日に湧水の影響により道路法面の崩落が発生し、通行規制（片側交互通行、非常駐車帯進入禁止）を行った。

【対策内容】再度災害防止を図るため、崩落箇所に対し推進費を活用して緊急的にアンカー工、法面工等を整備。

【平面図】



【現地状況】



◆公共交通安全対策事業の事例

【事業名】交通事故重点対策事業（一般国道 228 号 函館・江差自動車道）

【事業主体】国土交通省

【場所】北海道函館市桔梗町～北斗市柳沢

【被害状況】令和 4 年 2 月 21 日に一般国道 228 号 函館・江差自動車道において、1 名の死者を含む 100 台以上の車両が絡む重大な事故が発生した。

【対策内容】事故の再発防止を図るため、推進費を活用して緊急的に防雪柵等を設置。

【平面図】



【事故発生状況】



【対策実施状況】



おわりに

災害や事故の発生により、年度途中に緊急的に予算が必要となる場合に備えて、令和 7 年度も推進費による支援を行う予定です。

制度の詳細や最新の募集情報等を国土交通省のホームページに掲載していますので、参考にしていただけますと幸いです。

【問い合わせ先】

国土交通省国土政策局地方政策課調整室

TEL : 03-5253-8360 (直通)

【国土交通省ホームページへのアクセス方法】

防災・減災対策等強化事業推進費

検索



<参考>

当室では官民連携基盤整備推進調査費も所管しています。

官民連携基盤整備推進調査費

検索



※民間活動と連携した自治体のインフラ整備の概略設計等を支援。